

○内閣府令第 号
厚生労働省

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
（定款の変更等の認可を要しない場合）		
第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。		
一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合		
「イヽハ 略」		
二 法第五十八条第七項又は法第五十八条の二第三項の規定により行う国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百一十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務		
ホ 「略」		
〔二〕四 略〕		
（労働金庫の付随業務）		
第四十二条 「略」		
〔2〕5 略〕		
6 法第五十八条第二項第十八号に規定する類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。		
一 「略」		
二 当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者		
二 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り		
〔二〕四 同上〕		
（定款の変更等の認可を要しない場合）		
第十三条 「同上」		
一 「同上」		
〔二〕四 同上〕		
（労働金庫の付隨業務）		
第四十二条 「同上」		
〔2〕5 同上〕		
6 「同上」		
一 「同上」		
二 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り		

間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 「略」

ロ 国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとなるないもの

三 「略」

〔7～12 略〕

（国際協力排出削減量の取得等）

第四十二条の二 法第五十八条第七項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（国際協力排出削減量の取得等）

第四十三条の二 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 「同上」

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとなるないもの

三 「同上」

〔7～12 同上〕

（算定割当量の取得等）

第四十二条の二 法第五十八条第七項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（算定割当量の取得等）

第四十三条の二 「同上」

附
則

この命令は、令和八年一月一日から施行する。